

## 大学評価・学位授与機構の舘氏迎え セメスター制の拡充とGPA制度導入を強調



全学FD委員会(委員長=広瀬正克経営学部教授)第7回講演会が6月17日、大学評価・学位授与機構評価研究部教授の舘昭氏を講師に迎え、教職員約70人が出席して行われた=写真。

近年、大学改革においては教育の質的向上が叫ばれ、授業の充実や教育課程の整備、厳格な成績評価への関心が高まっており、米国の制度を導入する動きがある。舘

氏はそうした制度が成り立つ前提となる教育課程や授業のあり方までを把握した上で導入を進める必要があるとし、米国における「学期制」の形態や単位制度運用についての詳細な説明がなされた。その上で日本におけるセメスター制の問題点やGPA制度の利点を述べ、これらの制度を組織的に構築していく必要性を強調した。

本学でもセメスター制の拡充とGPA制度導入について検討が進められており、質疑応答では、現場の声を交えた活発なやりとりが展開された。

※セメスター制…一つの授業を学期(セメスター)の区分ごとに完結し、単位認定を行う。学習状況を確認しながら効果的に履修できる利点がある。

※GPA…グレート・ポイント・アベレージ=科目ごとの評価を数値化し、単位の重みをつけて平均点を出すため、成績管理がより厳格となる。

[7月15日/ニュース専修6面]

## 健康フラッシュ 気持ち、気候、病気

人の気持ちと気候には関連性があることは皆、気がつくことである。

天気の良い日は気分も乗って仕事が進むし、雨の日は気が重く仕事ははかどらないといったことである。

また、「病気は気から」「病は気の持ちよう」といった言葉がある。気持ちの状態が病気が良くも悪くも感じることを言うようである。気持ちと病気はお互い関連しているようである。病気と気候もやはり密接な関連性があると言われる。喘息発作の起こりやすい季節は秋の台風シーズン、梅雨時期であり、インフルエンザや風邪の流行時期は冬といった具合である。気候の急激な変化やウイルスの繁殖しやすい時期などが病気と深くかかわっていることを示している。このように気持ち・気候・病気の三者は密接に関わりあっている。季節・気候の変化に気持ち、体調をうまく合わせて、健康な人は病気にならないよう、病気のある人は病気を悪くしないように日常の生活を過ごすことが重要である。

しかし人間は聖人君子ではないので、どうしても過労、暴飲暴食、夜更かしなどのリズムを崩すようなことをする。そして身体の調整機構を狂わせ、そこに気候の変化が加わって病気を引き起こす。自分で病気を持ち込んでいるのである。

天候の悪い日は無理をせず、天候の良い日は少し頑張ってみる。うまく三者のバランスを考え行動することが肝要である。梅雨の真っ最中の頃、これらのことに対する関心と体調の維持に十分注意して過ごしたいものである。(保健室)

[7月15日/ニュース専修5面]

## 学部発信 -法学部-

### 「スペシャリスト」養成教育

近年の司法制度改革の一環として、法曹教育に特化した実践的な教育を行う「法科大学院」の設置が決まりました。本学でも、04(平成16)年4月の法科大学院開設をめざし、着々と準備が進められています。

法科大学院開設にともない、法学部では、学部における法学教育のあり方を抜本的に見直し、本年4月より新4コース制を導入することになりました。従来の1コース「法曹コース」は、法科大学院進学希望者の教育に特化した「法実務のスペシャリスト」を育成する新1コースに改編され、法律学の基礎的素養を養えるようカリキュラムが組み込まれました。

新1コースの特色は、少人数教育にあります。選抜により定員を100人に絞り、教員と学生との対話型の教育方針が大幅に採り入れられました。2年次には「法律基礎演習A・B」が開講され、法律基礎3科目(憲・民・刑)の基礎の習得が、3・4年次には「法律基礎演習Ⅰ・Ⅱ」が開講され、いわゆる基本六法(憲・民・刑・商・民訴・刑訴)の深い理解が目指されます。いずれの授業も、20人前後の受講者からなるゼミナール形式で行われます。

また、新Ⅰコースでは、基本六法のほとんどが必修科目とされ、演習科目が選択必修にされていることも大きな特色です。このように新1コースは、学生が、少人数教育によるきめの細かい教育を通して、法律学の基礎を着実に習得できるように設計されています。(内藤 光博)

### 「ゼネラリスト」養成教育

21世紀は「知の時代」といわれます。この新世紀に必要な「知」として我々がこれからのライフスタイルをどのように構築してゆくべきかという知的創造があることは自明です。わが国で進められている各種の改革や、世界のレベルで進行するグローバル化はその表れと言えます。法学部で本年4月から実施されている新4コースはこの新たな要請に応えようとするものですが、ここでは「ゼネラリスト」-多様な分野で法と政治に関する実践的問題の解決を主導する人材-養成が目標となる2,3,4コースについて紹介します。

企業で法律関係業務に携わるゼネラリストを養成する2コース「法務キャリアコース」では、旧4コース制からの実績をもち注目されてきた「企業法務演習」の一層の充実に努めますが、新4コース制では更に企業でのインターンシップ(体験教育)が一つの内容となる「社会活動ⅠⅡⅢ」(現在は仮称)を3・4年次科目として加える準備が進められています。

公務員など公共的職業に携わるゼネラリストを養成する3コース「公共政策コース」では、従来から必修とされる憲法・行政法科目等に加えて、新4コース制により行政学、行政法Ⅱを必修科目とし、都市政策論、地方自治論、社会政策を選択必修科目とする変更がなされ、カリキュラムの徹底化が図られました。

政治・国際関係分野で活躍するゼネラリストを養成する新4コース「政治・国際関係コース」では、2年次以降に必修科目がなく、選択必修科目A・Bを中心に重点的学習が図られます。新4コース制においても伝統的な政治・行政科目と並んでグローバルズムを背景とした国際政治・国際関係科目の充実が目指されています。

なお新3,4コース向けにも、役所やNGO・NPOなどの組織における体験学習を一つの内容とする「社会活動ⅠⅡⅢ」の開講準備が進められます。

この他にも、オムニバス方式で多面的な授業を展開する専門総合科目の設置などにより、ゼネラリスト教育の拡充をします。今後の進展に期待して下さい。(坂本武憲)

